

広島市立沼田高等学校食事提供業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 7 年 1 月 2 4 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務概要

(1) 業務名

広島市立沼田高等学校食事提供業務

(2) 業務内容

別紙「広島市立沼田高等学校食事提供業務委託仕様書」のとお

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る費用の上限額は、次のとおりとする。

5 8 , 7 1 6 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

{	令和7年度	1 9 , 5 7 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
	令和8年度	1 9 , 5 7 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
	令和9年度	1 9 , 5 7 2 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 事業担当課

広島市立沼田高等学校及び広島市教育委員会学校教育部指導第二課

（問合せ先：広島市教育委員会学校教育部指導第二課）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

TEL 082-504-2704（直通） FAX 082-504-2142

E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立沼田高等学校食事提供業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

以下に示す要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 3 9 年規則第 2 8 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札応募資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

前記1(5)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第1号）

イ 前記3の応募資格に該当していることが確認できる書類

(ア) 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格

確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

(ウ) 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)

(2) 提出期間

公示日から令和7年1月31日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(5)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、令和7年2月7日(金)までに応募資格確認結果を電子メールで通知する。

6 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年1月30日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

前記1(5)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に質問書が提出場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接メールで回答するとともに、前記1(5)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課において、令和7年2月14日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページ(前記4 プロポーザル説明書等のダウンロードページと同様)にも掲載する。

7 現地確認

現地の確認を令和7年1月30日(木)から令和7年2月14日(金)まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の期間、15時00分~15時30分の間で実施する。

参加を希望する者は、前記1(6)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課に令和7年1月31日(金)17時までに連絡すること。日時については、

調整の上、希望者に連絡する。

なお、人数は3名以内とし、職員による説明は行わない。許可された範囲でのみ行動することとし、施設の写真及び動画の撮影は原則可とする。厨房内に立ち入って確認を行う場合は、2週間以内に検便を実施し、白衣、帽子、マスク、履物等を身に付け、手洗い、消毒を行った者のみ可とする。

8 企画提案応募申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第3号）	1部
イ 企画提案書（様式第4号）	12部（正本1部＋副本11部）
ウ 収支計画書（様式第5－1・2号）	12部（正本1部＋副本11部）
エ 決算報告書（過去3期分）	12部（正本1部＋副本11部）
オ 税務申告書一式（過去3期分）	12部（正本1部＋副本11部）
カ 勘定残高内訳明細書（過去3期分）	12部（正本1部＋副本11部）
キ 寮の食事献立案（2週間分（14日分）以上）、写真等（主食及び副食等のイメージがわかるもの）	12部（正本1部＋副本11部）
ク 食堂のメニュー案、写真等（食事内容のイメージがわかるもの）	12部（正本1部＋副本11部）
ケ その他企画提案内容を説明するために必要な書類（任意）	12部（正本1部＋副本11部）
コ 応募者の概要・事業内容等を説明するために必要な資料（任意）	12部（正本1部＋副本11部）

※「(別紙) 提案依頼事項」を参照して、作成すること。

(2) 提出期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(5)の事業担当課である広島市教育委員会学校教育部指導第二課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名等が記載されている場合は、事務局で該

当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

9 審査方法

(1) 審査

広島市立沼田高等学校食事提供業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、速やかに書面にて通知する。

10 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された応募書類は、受託候補者特定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合

(4) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日は令和7年4月1日（火）とする。

(6) その他詳細は、プロポーザル説明書による。